

公益財団法人中村元東方研究所運営規程

理事会決定 平成15年6月4日

改正 平成25年6月25日

改正 平成30年2月13日

第1章 総則

(目的)

第1条 公益財団法人中村元東方研究所（以下「法人」という。）は、この法人の定款第4条第1項第1号ならびに第3号に定める事業を円滑に行うことを目的としてこの運営規程を定める。

(研究室)

第2条 研究所は、主たる研究室を、本法人の本部及び支部の所在地に置く。

- 2 研究所は事業の必要に応じ、適宜の地に研究室の分室を設置することができる。
- 3 前項における分室の設置については、本規程第10条に定める運営委員会の議を経た上で、理事会の承認を得なければならない。

(運営資金)

第3条 研究所の運営資金は、主として法人に求める。

- 2 研究所の研究活動に資するために法人に交付または納入された資金について、本規程第9条に定める研究所の長である総括研究員は研究機関の代表者である法人の理事長に対し、その使用権限の委譲を求めることができる。
- 3 前項に基づき法人の理事長より使用権限の委譲がなされた資金について、総括研究員は理事長に対し、法人より研究所への資金の納入を求めることができる。

(経理)

第4条 研究所の経理は、法人事務局に委任する。

- 2 前条第2項において使用権限の委譲された資金、また同第3項において研究所に納入された資金についても、その経理は法人事務局に委任する。
- 3 経理の詳細については別に定める。

第2章 職員ならびに役職

(職員)

第5条 法人は研究所の職員（以下「研究職員」という。）は、以下の通り区分する。

- 2 研究職員の区分は以下の通りとする。
 - (1) 常勤の研究職員

- ① 総括研究員 1名
- ② 副総括研究員 若干名
- ③ 専任研究員 若干名
- (2) 非常勤の研究職員
 - ① 連携研究員 若干名
 - ② 非常勤研究員 若干名
 - ③ 研究嘱託 若干名
- 3 研究職員は別に定める細則により就業する。

(役職)

第6条 研究所には、以下の役職を置く。

- (1) 総括研究員 1名
- (2) 副総括研究員 若干名

(総括研究員)

第7条 総括研究員は、研究所の事業を総括する。

- 2 総括研究員は、法人の理事会の議を経て理事長が任命し、原則として本法人の理事長が兼任する。

(副総括研究員)

第8条 副総括研究員は、総括研究員を補佐し、かつ研究所の事業を統括する。

- 2 副総括研究員は、常勤の研究職員に適任者がいない場合には、連携研究員より選任する。

(研究所の長)

第9条 研究所の長は総括研究員とする。

- 2 総括研究員は、法人の理事会の議を経て理事長が任命し、原則として法人の理事長が兼任する。

(運営委員会)

第10条 研究所に総括研究員の諮問機関として運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、法人事務局の事務局長、総務、および専任研究員の中から総括研究員が指名した委員若干名を以て構成する。
- 3 運営委員会は、総括研究員が議長となり、以下の各号にかかる事項を審議する。
 - (1) 研究所の運営・維持
 - (2) 研究職員の選考・採用・昇任などの人事
 - (3) 研究所が行う諸行事の企画・運営
 - (4) 研究職員の懲戒
 - (5) その他、必要な事項
- 4 運営委員会の事務は、法人事務局が担当する。

(職員の兼職)

第11条 常勤の研究職員の兼職については、その本務たる研究活動に支障を来たさない限り制限をしない。

2 前項の兼職については、所定の手続をとらなければならない。

(職員の出張)

第12条 総括研究員が研究所の事業において、常勤の研究職員の出張が必要であると認められた場合には、当該の研究職員に対し出張許可を出すことができる。

2 出張の詳細については別に定める。

(職員の懲戒)

第13条 総括研究員は、研究職員の中、以下の各号に該当する者について、懲戒を提起することができる。

- (1) 本研究所また創立者などの名誉を汚した場合。
- (2) 本研究所研究員に関する細則その他の規則類を遵守しなかった場合。
- (3) 理事長の許可なく他の機関または組織に籍を移した場合。
- (4) 法を犯すことによって懲役刑またはその他の刑罰を受けた場合。

2 前項における懲戒は、倫理委員会の議を経て、総括研究員が理事会に提起し、理事長の命により課すものとする。

3 懲戒の解除は、倫理委員会の議を経て、総括研究員が理事会に提起し、理事長の命により行うものとする。

(職員の資格喪失)

第14条 総括研究員は、研究職員の中、次の各号に該当する者について、その資格喪失を提起することができる。

- (1) 本人あるいは推薦者から辞退の申し出があった場合。
- (2) 学術業績が不振で、研究者としての将来性がないと判断された場合。
- (3) 懲戒によりその資格が剥奪されるべきと判断された場合。

2 前項における資格喪失は、運営委員会の議を経て、総括研究員が理事会に提起し、理事長により行うものとする。

(理事会への報告)

第15条 総括研究員は、研究所の以下の各号に関する事項について、理事会に報告しなければならない。

- (1) 研究所の事業計画
- (2) 研究所の事業の成果
- (3) 研究職員の採否、昇任および転出などの人事
- (4) 研究職員の懲戒
- (5) 研究所の規程類の改廃
- (6) その他、必要な事項

(研究職員への通知)

第16条 総括研究員は、研究所の以下の各号に関する事項について、研究職員に通知しなければならない。

- (1) 研究所の事業計画
- (2) 研究所の事業の成果
- (3) 研究職員の採否、昇任および転出などの人事
- (4) 研究職員の懲戒
- (5) 研究所の規程類の改廃
- (6) その他、必要な事項

第3章 雑則

(規程の改廃)

第17条 本規程の改廃は、総括研究員の提起により理事会の議を経、評議員会の承認を得た上で理事長が行う。

附則

この規程は、平成15年6月4日から施行する。

附則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。(第10条改正。)

附則

この規程は、平成17年6月14日から施行する。(第5条改正。)

附則

この規程は、平成25年6月25日から施行する。(第1条、第5条、第7条、第12条改正。左記改正に伴う第6条以下第17条の条文番号の変更。)

附則

この規程は、平成30年3月13日から施行する。(第5条、第6条、第8条の変更。)